

工事関係特記事項

- 1 総則
 - (1) 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
 - (2) 工事の施行に要する電気及び水道は、原則として、工事に仮設すること。
 - (3) 工事用仮設便所を設けること。
 - (4) 工事範囲は、関係者以外の立入りを禁止し、仮囲いを設けること。
 - (5) あらかじめ現場責任者を定め、発注者に届け出るものとし、工事現場の安全管理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保すること。
- 2 公衆災害の防止
 - (1) 工事期間中は、公害、災害及び危険の防止等に最善の対策を行い、施工すること。
 - (2) 工事に当たっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。
 - (3) 工事期間中、交通整理員を常駐させること。
- 3 過積載車両の排除 工事現場に出入りする車両に、積載違反をさせないこと。
- 4 現場等の美化推進
 - (1) 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、工事現場内及び進入路等を汚損した場合は、速やかに清掃すること。
 - (2) 工事現場内及び進入路等は、定期的に清掃を行い、第三者に不快感を与えないように努力すること。
- 5 作業時間の制限
 - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに夜間の作業は、原則としてしないこと。
 - (2) 作業日及び作業時間は、学校行事等に支障がないよう学校と調整し、決定すること。
- 6 事故及び苦情処理 事故が発生した場合又は苦情が申し立てられた場合は、速やかに対応し、その内容を、教育委員会事務局教育総務課及び学校に連絡すること。
- 7 第三者の安全確保 工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等について学校及び近隣に配慮した計画を立て、特に、児童及び職員並びに来校者の安全確保に細心の注意を払うこと。
- 8 設計の注意事項
 - (1) 契約後、発注者の確認を受けた上で、速やかに、許可申請、計画変更通知その他の手続を行うこと。
 - (2) 材料及び寸法等については、設計図及び仕様書を基本とするが、組立て建物本体の材料及び寸法等については、各メーカーの仕様によるものとする。
 - (3) 工事の施行に当たっては、次に掲げる仕様書等であって、契約日現在において最新のものによること。
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 9 工事影響の被害 工事の施行に起因する構造物の被害については、相手方と協議の上、賃貸者の責任において原状に復旧すること。
- 10 その他
 - (1) 同一の敷地内で、管理教室棟に係る長寿命化改修工事を実施する計画があ

るため、当該工事との連絡及び工程の調整を図ること。

- (2) 第三者災害及び労務災害のないよう、作業時間中又は作業時間外を問わず、十分な計画の基に、安全管理に努めること。
- (3) 解体及び撤去の際は、事前に学校と十分調整を行った上で行うこと。
- (4) 各製品等については、仕様書等に記載のものと同等以上のものとする。
- (5) 仕様書等に記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となるものは、全て賃貸借に含むものとする。

11 電気設備工事

- (1) 学校環境衛生管理マニュアル（平成22年3月改訂）に準ずること。
- (2) 仮設電源設備（仮設キュービクル等により使用する予定の空調設備、照明器具等の使用に支障がないようにすること。）
- (3) 構内配電線路設備
- (4) 動力設備
- (5) 電灯設備（普通教室は、照度机上500luxを確保すること。）
- (6) コンセント設備
- (7) 構内通信線路設備（賃貸借期間中に使用する既存校舎と円滑に接続すること。）
- (8) 拡声設備（賃貸借期間中に使用する既存校舎と円滑に接続すること。）
- (9) 火災報知設備（賃貸借期間中に使用する既存校舎と円滑に接続すること。）
- (10) 放送設備（賃貸借期間中に使用する既存校舎と円滑に接続すること。）
- (11) その他、図面に記載のある設備

12 機械設備工事

- (1) 給水設備（既存設備に接続すること。）
- (2) 排水設備（汚水は、既存設備に、雨水は、敷地内の側溝等に排水し、撤去時に復旧すること。）
- (3) 空調設備（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の建築設備設計基準を基に設置すること。）
- (4) 換気設備
- (5) 消火設備
- (6) ガス設備
- (7) 給湯設備
- (8) その他、図面に記載のある設備

13 その他工事

- (1) グラウンド芝生のスプリンクラー設備は、仮設校舎建設時に影響範囲の撤去を行うこと。仮設校舎解体後は、スプリンクラー設備の復旧を行うこと。
- (2) 仮設校舎建設に伴い、撤去又は損傷したグラウンド芝生の復旧は、別途工事とする。
- (3) 既存屋外倉庫（木造平屋建て79㎡）を解体及び撤去し、工事用車両の進入路を確保すること。
- (4) 仮設校舎の完成後、各棟各階2か所ずつ（計12か所）、教室内において、化学物質の濃度測定（6種）を行うこと。